

委 託 業 務 仕 様 書

委託業務番号 令和7年度 長北建第129号
委託業務名称 農業集落排水処理施設立木伐採業務
委託業務場所 長浜市余呉町東野 688 番地 2（片岡南部地区農集排水処理施設）
長浜市余呉町下丹生 1562 番地 3（丹生地区農集排水処理施設）
長浜市余呉町小谷 946 番地 1（小谷柳ヶ瀬地区農集排水処理施設）
長浜市余呉町菅並 875 番地（菅並地区農集排水処理施設）
長浜市西浅井町塩津浜 1777 番地 2（塩津浜地区農集排水処理施設）
長浜市西浅井町集福寺 1592 番地（塩津北地区農集排水処理施設）
長浜市西浅井町月出 335 番地（月出地区農集排水処理施設）
履 行 期 間 契約締結日の翌日から令和7年12月3日まで

第1条

本委託業務の現場作業の実施にあたっては、「一般土木工事等共通仕様書（令和6年4月滋賀県）」および「一般土木工事等共通仕様書付則（令和6年4月滋賀県土木交通部）」および本特記仕様書に準拠するものとする。

第2条

共通仕様書ならびに付則において、「滋賀県が発注する土木工事等」は「長浜市が発注する土木工事等」に、「滋賀県建設工事請負契約約款」は「長浜市建設工事請負契約約款」に、「滋賀県建設工事監督要領」は「長浜市建設工事監督要領」に、「滋賀県建設工事検査要領」は「長浜市工事検査規程」に、それぞれ読み替えるものとする。

第3条

長浜市の発注する建設工事等における暴力団員等による不当介入の排除について
（「不当介入に関する通報制度」の徹底について）

1. 請負者（請負人又は受注者）は、暴力団員等（暴力団の構成員及び暴力団関係者、その他市発注工事等に対して不当介入をしようとするすべての者をいう。）による不当介入（不当な要求又は業務の妨害）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うものとする。
2. 請負者は前項により通報を行った場合には、速やかにその内容を記載した通報書（別紙様式第1号）により所轄警察署に届け出るとともに、監督職員に報告するものとする。また、請負者は、以上のことについて、下請負人（再委託の協力者を含む）に対して、十分に指導を行うものとする。
3. 請負者は、暴力団員等による不当介入を受けたことが明らかになり、工程等に被害が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

第4条

本工事の施工にあたっては、環境に与える影響を十分認識し、適切な環境配慮を行うため特記事項を遵守し施工すること。

第5条

本業務は、発注者が週休2日達成100%に取り組むことを指定する発注者指定方式業務である。週休2日実施に関する事項は、別に定める「長浜市週休2日取組指定型工事実施要領(土木系工事版)」に基づき、実施すること。

※週休2日取組指定型工事

長浜市ホームページ <https://www.city.nagahama.lg.jp/0000013739.html>

第6条

共通仕様書および付則に対する特記事項は、次のとおりとする。

記

第1編 共 通 編

第1章 総 則

1-1-1-8 工事の着手

受注者は、特記事項に定めのある場合を除き、特別な事情がない限り、契約書に定める工事始期日以降30日以内に工事着手しなければならない。

1-1-1-18 建設副産物

当該委託業務により発生する剪定枝葉・幹については、法令等に則り適切に処分しなければならない。

処理施設の名称及び所在地

廃棄物の種類	施設の名称	所在地	受入時間
生木【木】	(株)高山	長浜市高月町落川	8時00分～16時30分

上表については、積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。

なお、受注者の想定する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。

処分量については、推定量にて積算しているため、その処分にかかる費用については変更設計の対象とするが、この場合、処分地・処分量を示す書類(伝票)等を提出すること。

1-1-1-26 安全管理

業務実施にあたっては、農業集落排水処理施設等の安全管理に十分な配慮を行うこと。また、作業等を行う場合においては、現場周辺の住宅に配慮すること。高所作業では落下事故等が発生しないよう技術的な安全確保に努めること。また、厚生労働省労働事務局の定める「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に準拠し作業を行うこと。

(その他の特記事項)

1. 損害賠償

業務実施に伴い、通常発生する物件等の破損の補修費および騒音・振動・濁水・交通障害等による事業損失に係る補償は、受注者の負担において行うものとする。

2. 提出書類

受託者は、契約時に委託者と協議し「計画工程表」「現場組織表」「緊急時の体制及び対応」を提出しなければならない。また、受託者は、作業完了届に「作業前・作業中・作業後の写真」「処分地持込み写真」「処分場の伝票」「作業日報」を添付したものを委託者に提出し、確認検査を受けなければならない。

3. その他

以上、本仕様書は農業集落排水処理施設立木伐採業務の主な仕様を示したものであり、作業の性質上当然実施しなければならないものはもちろん、わずかな部分で記載のない事項でも附帯作業はすべて受託者において行い、また、委託者の指示に従い実施するものとする。